

予備的調査要請書

一. 件名

国家公務員の再就職状況に関する予備的調査要請

二. 予備的調査の目的

国家公務員の再就職状況については、これまでも予備的調査を実施し、その実態の一部を明らかにした。国家公務員法改正などにより、その透明性の確保等に努めているところであるが、いまだ国民の信頼を十分に得られたとは言えない状況にある。

よって政府の取り組みの効果を検証し、かつ、税金の一層の効率的な活用を図るために、本年においても継続的に国家公務員の再就職状況に関する予備的調査を実施する必要がある。

三. 予備的調査の具体的内容

1. 調査対象法人

- ① 民法第三十四条に基づき、各府省が許可した法人
- ② 独立行政法人通則法に基づき設置された法人（平成二十年十月一日現在の特定独立行政法人は除く）
- ③ 法令に基づき認可もしくは指定されている法人（特殊法人、特殊会社を含む）
- ④ 平成十九年度において国から補助金等（補助金、委託金その他名称の如何にかかわらず、国から交付された資金）の交付を受けている法人（年間の交付額が百万円未満の法人を除く）
- ⑤ 右記①から③の法人から出資を受けている法人（一千万円未満の出資は除く）
- ⑥ 国家公務員法第百三条第三項に基づき、再就職に当たって人事院の承認を必要とする営利企業

なお各種金額の記載に当たっては、消費税を含む価格を記載すること。

2. 調査項目

中央省庁（国会、会計検査院、人事院、最高裁事務総局（判事経験者を除く）を含む）ごとに、調査対象法人における国家公務員の再就職者に関する、団体別の（二）から（二十六―一）までの事項。

（一）団体名

（二）団体の法人種別（特殊法人、独立行政法人、認可法人、公益法人、指定法人、株式会社等。なお人事院の承認を必要とする営利企業については「特定営利企業」と記載）

（三）当該団体の役員数（平成二十年四月一日現在、以下同じ）

（三―一）右記（三）の内、常勤者数

（四）当該団体における国家公務員再就職者数

（四―一）右記（四）の内、常勤者数

（五）当該団体における取締役相当役員数

（五―一）右記（五）の内、常勤者数

（六）当該団体の取締役相当役員の内、国家公務員再就職者数

（六―一）右記（六）の内、常勤者数

（七）（六）の人数を（五）の人数で除した数（％、小数点以下一桁まで、以下同じ）

（七―一）（六―一）の人数を（五―一）の人数で除した数（％）

（八）当該団体の職員（取締役相当役員を除く）の数

（八―一）右記（八）の内、常勤者数

（九）当該団体の職員の内、国家公務員再就職者の数

（九―一）右記（九）の内、常勤者数

（十）（九）の人数を（八）の人数で除した数（％）

（十―一）（九―一）の人数を（八―一）の人数で除した数（％）

（十一）当該団体に対して補助金等交付、事業発注、事業委託、物品調達その他原因の如何によらず行つた金銭の交付（補助金の交付決定、契

約の締結、落札等の事実上の債務発生を含む、以下同じ)の件数(契約金額五百万円未満のものは除く。平成十九年度、以下同じ)
(十二) (十二)の合計金額(単位は百万円、以下同じ)
(十二-1) 交付された金銭の種類(①補助金②交付金③補給金④委託費⑤物品・サービス購入費(金銭の支払の対価として物品・サービス等の提供を受けたもの)⑥出資金(財投計画に基づくものを除く)⑦財投計画に基づく融資⑧財投計画に基づく出資⑨その他の別)。なお複数の種類の金銭の交付を受けている場合、その種類別に件数・金額を記載すること。

- (十三) (十二)の件数の内、契約によって金銭の交付を行った件数
- (十四) (十三)の件数の内、一般競争入札によって契約を行った件数
- (十五) (十四)の一般競争入札の平均落札率(落札価格/予定価格・複数件数の場合は単純平均、以下同じ)
- (十六) (十四)の契約合計額
- (十七) (十三)の件数の内、指名競争入札によって契約を行った件数
- (十八) (十七)の指名競争入札の平均落札率
- (十九) (十七)の契約合計額
- (二十) (十三)の件数の内、随意契約によって契約を行った件数、及びそのうち特定の相手方を指定して行う特命随意契約の件数
- (二十一) (二十)の随意契約及び特命随意契約の平均落札率(予定価格を設定していない場合は、その旨記載)
- (二十二) (二十)の契約合計額
- (二十三) (十一)の件数の内、補助金等交付の件数
- (二十四) (二十三)の交付合計額
- (二十五) 当該団体の所管課(「課」相当の組織単位を含む)
- (二十六) 当該団体の国家公務員再就職者の内、(二十五)の課に所属した経歴を有する者の数
- (二十六-1) 右記(二十六)の内、常勤者数

また、右記(一)から(二十六-1)までの項目を整理した、以下の①から⑥までの項目を、各府省ごとに別紙に記載のこと。

①右記各項目の合計数等(一)、(二)、(十二-1)、(二十五)は除く。また(七)、(七-1)、(十)、(十一-1)、(十五)、(十八)、(二十一)

については、単純平均)

- ② (十二―一) については、交付された金銭の種類別・法人種別ごとの総額及び件数
- ③ 平成十九年度における各府省の補助金等交付の総件数(内示、交付決定を含む)
- ④ ③の補助金等金額
- ⑤ 平成十九年度における各府省の契約の総件数
- ⑥ ⑤の契約金額

四. その他

本要請書は、内閣委員会に送付されたい。